

法人会ニエス 2003 5 江東 ひがし



<http://www.koto-higashi-h.or.jp/>



浮世絵

百人一首 八十三番
藤原清輔

三代歌川豊国画
大判錦画三枚続

三代歌川豊国(天明6年〜元治元年)
(1786〜1864)は現江東区の出
身で初代豊国の門人である。

五渡亭国貞の名で浮世絵界に活躍、
数多くの作品を残した。五つ目の渡し
(現五ノ橋辺り)の株をもって住んでい

たので、五渡亭と称した。のち亀戸天
神前に移り住み亀戸豊国ともいう。
彼の人気と実力が、「歌川派にあらず
ば浮世絵師にあらず」とまで言われし
た。墓は光明寺(亀戸3丁目)で墓石
の文字は蜀山人の筆跡である。



5月29日 通常総会と講演会

総会終了後に新入会員の紹介と懇談

第360回定例理事会は、去る4月23日(水)開催され、次の通り審議可決された。

審議可決事項

(一)第37回通常総会の準備
平成14年度事業報告を承認、つづいて平成15年度事業計画(案)について審議の結果全て原案通り可決。

なお、会員増強功労支部に対する感謝状の表彰支部名は次の通り。

亀戸第一、亀戸第二、西三、東六、大島第三、第五、北砂第一、東砂第一、第二、第三、南砂第二の合計11支部。

(二)理事会の理事代行者の登録

理事会における理事(支部長)代行者を登録して、止むを得ず欠席の場合は、必ず代行者の出席手配をする旨可決。

(三)新入会員懇談会の開催

新入会員を対象として、次の要領で懇談会を開催する。

日時 5月29日(木)

第37回通常総会と兼ねて、

新入会員の紹介と懇談を総会終了後に開催。

(四)支部研修会の開催

北砂第一、第二、第三、第四支部研修会を、5月中に開催することに決定。

(五)平成16年度の税制改正要望事項のとりまとめ

例年どおり税制委員会に委任する旨決定

(六)社会貢献活動の実施

第12回社会貢献活動を来る5月18日(日)午前9時30分より「まちをきれいに」砂町地区を実施することに決定。

報告事項

総務委員会

相談役・評議員等の委嘱

正副会長会議

組織委員会

東砂第三支部研修会

東砂第一支部研修会

東砂第二支部研修会

女性部会役員会

青年部会役員会

女性部会第36回通常総会

青年部会第32回通常総会

税制委員会

決算法人説明会

税務研究部会研修会・第32回通常総会

広報委員会

法人会ニュース江東ひがし

第363号の発行

研修委員会

源泉部会研修会

源泉部会第29回通常総会

パソコン教室

厚生委員会

簡易保険団体業務加入状況

大型保障制度加入状況

経営者退職年金制度の加入状況

がん保険制度の加入状況

介護保険制度の加入状況

第101回囲碁同好会

演題 『日本の問題

日本の行方』

日時 5月29日(木)

午後4時～5時30分

会場 東京平安閣

講師 山田吉孝先生

経済ジャーナリスト

元NHK解説委員

(聴講無料)



▼変化の激しい現代は、とかく昔の話を聞けば時代遅れだとか、歴史を学ぶことは時代の隔たりだけが先にきて、陳腐なものとして顧みようとしない傾向が強いようだ。

孔子曰く「故きを温ねて新しきを知る。以て師とすべし」とは古きを学んで、そこから新しい価値を見いだす人なら師と仰いでもよいということである。故事は多くを知る貯蔵庫であり、何を教えているかを探り、経営や処世に、どう役立つかを考えることができる宝庫でもある。

▼企業や個人に格差が生ずる原因は、つまるところ人の志の差ということになる。小で満足する人は現状を守ることが重点に考えるが、大を志す人は、常に守り3分、攻撃7分の積極姿勢である。

▼高い理想を掲げて、達成を強く決意した人こそ、進んで故きを温ねて、新しきを知るのではないだろうか。(輪)

こんにちは

南 砂
第三支部

支部長さん



岩田 忠久さん

「目にかかる雲やしばし渡り鳥」文化2年(1805)

9月建立の芭蕉の句碑がある富岡八幡は境内から秋の稔りが一望できたことから富を賀する岡、すなわち富岡八幡と社号が生れたと伝えられている。現在の富岡八幡宮は当所から移されたもので、広重の「名所江戸百景」には元八幡桜道と呼ばれた桜参道が描かれており住民から親しまれていた。

南砂第3支部はこの元八幡を東西に5、6、7丁目からなり、岩田氏は中川内前支部長の後を引き継ぎ5月より新支部長に就任された。

生れは中央区越前堀(現在の新川)で卯年のB型である。東京下町の大空襲を受け、杉並区下高井戸へ移った。高校へ通いながらロープ工作を手伝い家業をおぼえ、昭和31年事業拡大をする父親の片腕となり現在地の南砂7丁目に工場を移転した。昭和50年に念願だった株式会社岩田工作所を設立し代表者としてワイヤロープの工作と販売にいつそ

う力を注いだ。

当時城東地区は工業の街であり地域のワイヤロープの市場であったが次第に工場は追いやられ、住商の街へと変貌し需要は激減し公共事業の湾岸工事やダム工事も振わず、業界の見通しは厳しいと話された。太いロープを編んでゆく大きな音が響いてくる事務所には岩田氏が都知事から受けられた「技能検定委員」の額が懸けられていた。この道40余年の技能が業界の指導者として技能育成に貢献している。

生活信条は「どんなに辛いことにぶつかっても決してまいったを言わない」である。子供の頃読んだ本で感銘したこの言葉を心の糧として、辛くきびしい時代を乗り越えてきた。静かなもの言いの中に実直な人柄がうかがえた。

健康法はビールの飲み過ぎから痛風にかかり、それ以後は酒と塩分を控えた食事心がけ、十分な睡眠をとり、奥様と行く年2回の旅行で心身のリフレッシュをすること。

趣味はたまにゆくカラオケと「寅さん」の映画が好きで全巻

見ている。最近はそのつかしい寅さんに似てきて躓いたり転んだり失敗ばかりだと柔和な一面を見せてくれた。

会員増強運動は支部長代行として、役員一同試行錯誤しながら取り組んできたが、地



上高地河童橋にて

と語られた。

支部研修会は新砂支部と合同で昼間開催している。出席者は25名位で男性が多い。研修内容は一般に興味をもつ身近な問題を取り上げて欲しい。質問が多く出た昨年の研修はよかったと話された。

会報「江東ひがし」は全ページ読んでいる。「こんにちは支部長さん」は知人が掲載されてから特に興味を持ち、それぞれの支部運営のあり方も参考になる。毎月の会報発行は編集委員の負担が多すぎないかと労を気遣ってくれた。

法人会のメリットはそれぞれに考え方や感じ方は違いますが、たとえば年間行事の新年賀詞交歓会だけにでも出席してみると平素遠い存在と感じていた方々のひととりに触れたり、会員同志の交流によって自己の栄養となるものが必ずあると述べられた。南砂第三支部は役員交代により若返ったのでよりコミュニケーションを計って行きたい。岩田新支部長の奮闘はこれからということだろう。(文責・山田)

部会の動き

相続税と贈与税の知識

源泉部会研修会

源泉部会研修会が、3月27日(木)に開催された。

研修に先立ち中島副部会長から、研修時、戦争の最中であったイラクでの海外駐在の経験談の披露があり、部会員は興味深げに聴き入っていた。

挨拶に続き、資産課税部門の吉田統括官から「相続税と贈与税の知識」と題した研修が始まった。

まず、最近多い相続税等に関する質問の傾向とその解説があり、次に相続税に関する米国や欧州(所得税的な課税)と、わが国(総財産課税方式)の比較、続いて相続税の基本的な仕組みと進行的な説明を行った。

相続税は、例えば「父、母子4名」で父がなくなった場合(法定相続人計5人)、正味の遺産額が1億円を超えなければ課税されない。超える場合、相続人は被相続人の住所

の管轄税務署に通常、相続開始から10ヶ月以内に申告・納税することとなるが、被相続人の配偶者については税の軽減措置がある。

贈与税については、平成15年度改正の(研修開催時は国会審議中)相続時精算課税制度について触れられ、選択の仕方によっては、納税額に差が出てくるとのこと。



自分で土地の評価額を計算中

相続税の計算は、財産の正当な評価がその基となるが、最後に部会員自ら土地の相続税評価額の計算に挑戦した。

「これなら自分で土地の評価もできるかな」という気持ちを持たせてくれた今回の研修であった。

平成15年度 国家公務員採用Ⅲ種(税務)試験のお知らせ

人事院・国税庁では、次のとおり「平成15年度 国家公務員採用Ⅲ種(税務)試験」を行います。ご興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

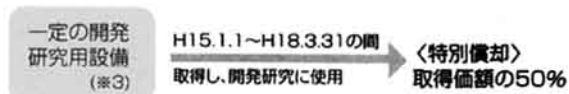
- 1 受験資格 昭和58年4月2日～昭和61年4月1日生まれの者
- 2 申込書交付期間 5月12日(月)～7月8日(火)(土・日曜日は除く)
- 3 申込受付期間 7月1日(火)～7月8日(火)〔消印有効〕
- 4 第1次試験日 9月7日(日)

お問い合わせ先 江東東税務署 総務課 ☎ (3685) 6311

新会員の紹介 (平成14年11月～15年3月)

支 部	法 人 名	代 表 者 名	所 在 地	電 話
亀戸第1支部	親和ビジネスマネジメント㈱	永 田 正 照	亀戸1-5-7 日鐵NDタワー	5627-7383
	㈱フードリンク	鈴 木 一 成	亀戸1-36-4	5659-3588
亀戸第2支部	㈱アールアイシー	江 口 健 二	亀戸2-7-5	5627-3357
	㈱ケイエムジー	熊 谷 一 郎	亀戸2-14-5	3681-9784
亀戸第4支部	㈱カトリマネジメントサービス	杉 野 隆 宣	亀戸4-30-10	3684-8071
亀戸第5支部	医療法人 社団 心聖会	兼 松 徹	亀戸5-1-6 マークス亀戸101	3636-1312
	㈱さつき薬局	植 木 昇	亀戸5-21-6	3637-6818
亀戸東6支部	エルエスフェンス㈱	阿 部 周 治	亀戸6-41-12	5858-5052
	㈱リョーチ	小 出 忠	亀戸6-57-16	3637-1257
大島第1支部	岡バルブ製造㈱	岡 安 直 人	大島1-8-23	3682-7251
大島第3支部	三勝不動産㈱大島営業所	松 本 唯 市	大島3-1-16	3638-1801
北砂第1支部	星光社印刷㈱	大須賀 二郎	北砂1-1-3	5690-4881
	㈱東京自動車総合サービス	金 野 武 夫	北砂1-1-4	3647-6353
東砂第2支部	㈱飯田製作所	飯 田 歳 樹	東砂3-2-11	3647-2521
	㈱杉浦電機製作所	杉 浦 勇	東砂3-16-29	3646-0681
東砂第3支部	㈱新興エンジニアリング	山 本 富 昭	東砂6-1-12	3648-5525
	名立船舶電装㈱	坂 元 廣 士	東砂6-3-4	3646-0748
	江東三菱自動車販売㈱	竹 内 明	東砂6-11-19	3640-6111
	天海黄麻㈱	天 海 広 吉	東砂6-14-1	3648-8831
	㈱大光	榎 本 克 巳	東砂6-15-17	3644-8709
南砂第1支部	㈱イシダプランニング	石 田 和 夫	南砂2-1-8 フッコウビル1F	3647-0752
	㈱創伸	高 木 庸 一	南砂2-29-8	5633-7851
	㈱ベイロード	杉 山 昭 次	南砂2-31-2-103	5690-7018
南砂第2支部	旭伸商事㈱	原 田 正 彦	南砂4-5-5-802	5634-3761
南砂第3支部	㈱さわ商会	長 沢 勝 利	南砂6-11-22	3646-6238

②開発研究用設備の特別償却制度の創設



※3 「減価償却資産の耐用年数に関する省令」の別表八の機械装置及び器具備品に該当するもの(取得価額280万円以上)。

適用期間 平成15年4月1日以後終了する事業年度から適用。なお、同日前に終了した事業年度で平成15年1月1日から平成15年3月31日までの間に取得等した場合には、平成15年4月1日を含む事業年度に繰越控除または特別償却をすることができます(「(2) 設備投資減税」の①、②とも)。

(2) 相続時精算課税制度の創設

①概要

20歳以上の子が65歳以上の親から受ける贈与について、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する制度が、現行の制度(暦年課税)との選択制で導入されます。

②税額の計算

<贈与時>

制度の対象となる親からの贈与財産については、他の贈与財産と区別して、贈与時に贈与税を納税⇒非課税枠2,500万円(限度額まで複数年にわたり使用可)、非課税枠2,500万円を超える部分については税率20%で課税

<相続時>

選択した受贈者(子)は、親からの相続時に、それまでの贈与財産と相続財産とを合算して相続税額を計算し(従来の計算方法と同じ、贈与財産の価額は、贈与時の時価で評価)、すでに支払った贈与税分があれば控除⇒相続税額から控除しきれない贈与税相当額は還付

3 相続税・贈与税

(1) 相続税・贈与税の税率構造の改正

相続税・贈与税の最高税率を引下げ

▼相続税

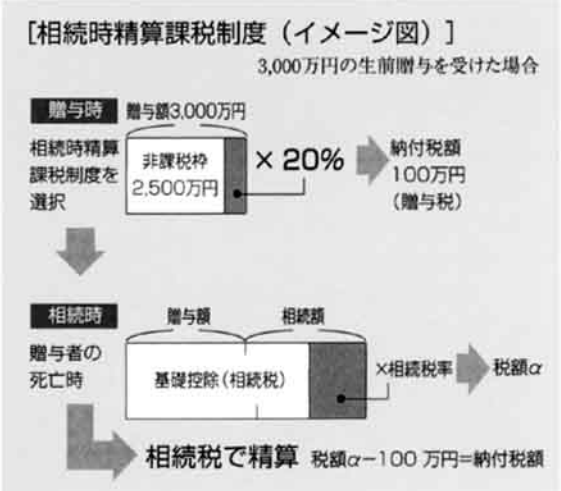
〔現行〕		〔改正案〕	
各法定相続人の取得金額	税率	各法定相続人の取得金額	税率
~800万円	10%	~1,000万円	10%
~1,600万円	15%	~3,000万円	15%
~3,000万円	20%	~5,000万円	20%
~5,000万円	25%		
~1億円	30%	~1億円	30%
~2億円	40%	~3億円	40%
~4億円	50%	3億円超	50%
~20億円	60%		
20億円超	70%		

平成15年1月1日~

▼贈与税

〔現行〕		〔改正案〕	
課税価格	税率	課税価格	税率
~150万円	10%	~200万円	10%
~200万円	15%	~300万円	15%
~250万円	20%	~400万円	20%
~350万円	25%		
~450万円	30%	~600万円	30%
~600万円	35%		
~800万円	40%	~1,000万円	40%
~1,000万円	45%		
~1,500万円	50%	1,000万円超	50%
~2,500万円	55%		
~4,000万円	60%		
~1億円	65%		
1億円超	70%		

平成15年1月1日~



適用期間 平成15年1月1日以後の相続または贈与から適用(「3 相続税・贈与税」の(1)、(2))

(3) 住宅取得資金に係る 相続時精算課税制度の特例の創設

非課税枠を3,500万円に拡大 (1,000万円上乘せ)

住宅取得資金の贈与の場合には、相続時精算課税制度について次のような措置が講じられます。

- 贈与者の年齢要件：年齢制限なし
- 非課税枠：3,500万円

なお、現行の住宅取得資金の贈与税額の特例(5分5乗方式)については、平成17年12月31日まで存続し、上記の特例との選択適用となります。

適用期間 平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間。

平成15年度 税制改正のあらまし 速報版

(財)全国法人会総連合

1 中小企業支援

(1) 同族会社の留保金課税

①一定の中小企業に対する留保金課税を停止

自己資本比率(※1)50%以下の
中小法人(資本金1億円以下) → 留保金課税の
適用停止(3年間)

※1 自己資本には、同族関係者からの借入金を含みます。

適用期間 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に開始
する事業年度

②税額の5%軽減措置は廃止

中小法人の課税留保金に対する
税額の5%軽減措置
(平成14年度に創設) → 廃 止

なお、以下の中小企業者等に対する留保金課税の停止措置
の特例は、平成16年3月31日まで存続します。

創業10年以内の中小企業及び新事業創出促進法の認定企業
前年度の試験研究費及び開発費の対売上高比率が3%超の中小企業

(2) 交際費課税

中小企業の交際費課税を緩和

定額控除が適用される対象法人及び損金算入限度額が下記
のように拡大されます。

資 本 金	損金算入限度額	
	現 行	改正案
5,000万円以下	年400万円までの 支出額のうち8割	年400万円までの 支出額のうち9割
5,000万円超 1億円以下	全額損金不算入	
1億円超		全額損金不算入

適用期間 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に開始
する事業年度

(3) 少額減価償却資産

少額減価償却資産の取得価額要件を 30万円未満に引上げ

中小企業が取得価額30万円未満(現行10万円未満)の減価
償却資産を取得した場合には、取得価額的全額を損金算入(即
時償却)することが可能となります。

適用期間 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に取得
する資産

2 研究開発・投資減税

(1) 研究開発減税

①試験研究費の総額の一定割合を 税額控除できる制度を導入

この制度は、試験研究費の総額に対し、法人税額の20%まで
を限度として特別税額控除を認めるものです。特別税額控除割
合は、試験研究費総額の売上金額に対する割合によって次のよ
うになっています。

なお、この制度は、現行の増加試験研究費の税額控除制度と
の選択制となります。

試験研究費割合が 10%以上	10% (当初3年間は12%)
試験研究費割合が 10%未満	8%+試験研究費割合×0.2 (当初3年間は10%+試験研究費割合×0.2)

②中小企業技術基盤強化税制の拡充

中小企業者等の支出した試験研究費の特別税額控除割合が
引き上げられます。

ただし、法人税額の20%(現行10%)が限度額となります。

税額控除割合

試験研究費の **10%** → **12%**
(当初3年間は15%)

控除限度額を超えた分については、一定の要件のもと1年間の
繰越控除が認められます(法人税額の20%を限度/「(1)研究
開発減税」の①、②)

適用期間 平成15年1月1日以後に開始する事業年度で、かつ平成
15年4月1日以後終了する事業年度から適用(「(1)研究
開発減税」の①、②とも)

(2) 設備投資減税

① IT投資促進税制の創設

法人が行うIT投資
(一定のIT関連設備をH15.1.1~
H18.3.31の間に取得し、
国内で事業に使用) → 選択 → **〈特別償却〉
取得価額の50%**
**〈税額控除〉
取得価額の10%**
(※2)

※2 法人税額の20%を限度。1年の繰越控除も認められます。

なお、資本金が3億円以下の法人については、リースについて
も一定の要件を満たせば税額控除の対象となります。

対象となる一定のIT関連設備とは次のものです。

対象設備	電子計算機、デジタル複写機、ファクシミリ、ICカード利用 設備、デジタル放送受信設備、インターネット電話設備、 ルーター・スイッチ、デジタル回線接続装置、ソフトウェア
------	---

法人会ニュース「江東ひがし」は
これまで毎月発行していましたが、法人会収入の減少にともない
年 6 回 (奇数月の) 発行となります

ご了承ください。

次回発行は 7 月です。

江東東法人会 広報委員会

都税だより

5 月は自動車税の
納期です。

平成 15 年度自動車税の納期
通知書は、5 月 1 日 (木) に
発送します。

お近くの金融機関、郵便局
又は都税事務所(都税支所)・
支庁等で 6 月 2 日 (月) まで
にお納め下さい。

納税通知書には、車検を受
けるときに必要な継続検査用
納税証明書が付いています。
納付後も大切に保管してくだ
さい。

なお、納期限を過ぎてから
納付されますと、別途延滞金
が加算されます。自動車税は
車検時にはなく、必ず納期
限までにお納めください。

ご不明な点は左記にお尋ね
ください。

〒東京都江東都税事務所
(3637) 7121

行事予定

5 月

12日(月)	北砂第2・第3・第4支部研修会	午後 6 時	砂町区民文化センター
13日(火)	新設法人説明会	午後 1 時 30 分	江東東税務署
14日(水)	第361回理事会	午後 3 時	法人会館
15日(木)	青年部会研修会・第32回通常総会	午後 4 時	東京平安閣
16日(金)	源泉部会研修会・第29回通常総会	午後 3 時	東京平安閣
18日(土)	第12回社会貢献活動実施「まちをきれいに」	午前 9 時 30 分	南砂 5 丁目松本寝具(株)集合
22日(木)	北砂第 1 支部研修会	午後 6 時	北砂 2 丁目集会所
☆ 29日(木)	第37回通常総会 講演会 演題「日本の問題・日本の行方」 講師 経済ジャーナリスト 元NHK解説委員 山田吉孝先生	午後 2 時 午後 4 時	東京平安閣

6 月

3日(火)	パソコン入門教室	午前 10 時	法人会館
4日(水)	ワード入門教室 (初級)	午後 4 時	法人会館
5日(木)	エクセル入門教室 (初級)	午前 10 時	法人会館
6日(金)	ワード・エクセル (中級)	午後 4 時	法人会館
6日(金)	決算法人説明会	午後 1 時 30 分	江東東税務署
7日(土)	女性部会一泊研修会	午前 9 時	安房鴨川・鴨川館
8日(日)			
11日(水)	税務研究部会研修会	午後 2 時	法人会館
13日(金)	第362回理事会	午後 3 時	法人会館
17日(火)	南砂第 3 ・新砂支部	午前 10 時 30 分	南砂区民館
19日	南砂第 2 支部研修会	午前 10 時 30 分	南砂西集会所

☆印は全会員対象です。

●役員会・委員会は省略してあります。お問い合わせは事務局まで。